

総社市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第1号

総社市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(総社市事務分掌規則の一部改正)

第1条 総社市事務分掌規則(平成17年総社市規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(分課及び係)</p> <p>第2条 総社市事務分掌条例(平成17年総社市条例第6号)第1条に規定する部及び総社市社会福祉事務所設置条例(平成17年総社市条例第120号)第1条に規定する総社市社会福祉事務所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部 政策調整課 市政情報課 略 <u>人口増推進室</u> 総務部～環境水道部 略</p> <p>2 略</p> <p>(事務分掌)</p>	<p>(分課及び係)</p> <p>第2条 総社市事務分掌条例(平成17年総社市条例第6号)第1条に規定する部及び総社市社会福祉事務所設置条例(平成17年総社市条例第120号)第1条に規定する総社市社会福祉事務所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部 政策調整課 市政情報課 略</p> <p>総務部～環境水道部 略</p> <p>2 略</p> <p>(事務分掌)</p>

改正後	改正前
<p>第13条 各課，係の分掌事務は，次のとおりとする。</p> <p>秘書室 略 危機管理室 （1）～（5）略 （6）防災施設及び防災資機材に関すること。 （7）略 <u>（8）平成30年7月豪雨災害の復興に関すること。</u></p> <p>総合政策部 政策調整課及び市政情報課 略 <u>人口増推進室</u> <u>（1）人口増施策の推進及び総合調整に関すること。</u> <u>（2）移住定住の推進に関すること。</u> <u>（3）空き家に関する総合調整に関すること。</u></p> <p>総務部～文化スポーツ部 略 保健福祉部 健康医療課 略 福祉課 福祉総務係 （1）～（12）略 <u>（13）平成30年7月豪雨災害による被災者の相談支援に関すること。</u> <u>（14）略</u> <u>（15）略</u> 障がい福祉係及び生活福祉係 略 こども課及び長寿介護課 略 産業部～環境水道部 略</p>	<p>第13条 各課，係の分掌事務は，次のとおりとする。</p> <p>秘書室 略 危機管理室 （1）～（5）略 （6）<u>防災行政無線</u>，防災施設及び防災資機材に関すること。 （7）略</p> <p>総合政策部 政策調整課及び市政情報課 略</p> <p>総務部～文化スポーツ部 略 保健福祉部 健康医療課 略 福祉課 福祉総務係 （1）～（12）略</p> <p><u>（13）略</u> <u>（14）略</u> 障がい福祉係及び生活福祉係 略 こども課及び長寿介護課 略 産業部～環境水道部 略</p>

（総社市財務規則の一部改正）

第2条 総社市財務規則（平成17年総社市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在しない場合には，当該改正表を削り，改正後表に対応する改正表が存在しない場合には，当該改正後表を加える。

改正後				改正前			
別表第3（第81条関係）				別表第3（第81条関係）			
設置場所		出納員	委任事務	設置場所		出納員	委任事務
略				略			
総合政策部	略			総合政策部	略		
	略	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		略	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部
	略	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		略	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部
	略	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		略	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部
略				略			
略				略			
保健福祉部	略			保健福祉部	略		
	略	課長	課及び課に附属する施設の所掌に属する使用料及び負担金並びに貸付金の償還金及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部		略	課長	課及び課に附属する施設の所掌に属する使用料及び負担金並びに貸付金の償還金及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部
略				略			
教育委員会事務局	略			教育委員会事務局	略		
	略	課長	課及び課に附属する施設の所掌に属する使用料及び負担金その他の収入金の出納及び保管の事務の一部		略	課長	課及び課に附属する施設の所掌に属する使用料及び負担金その他の収入金の出納及び保管の事務の一部
	略	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		略	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部
略				略			

改 正 後	改 正 前

(総社市財産規則の一部改正)

第3条 総社市財産規則(平成17年総社市規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表(第22条関係)				別表(第22条関係)			
設置場所		物品出納員	委任事務	設置場所		物品出納員	委任事務
略				略			
総合政策部	略			総合政策部	略		
	市政情報課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部		市政情報課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部
	人口増推進室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部		人口増推進室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部
	魅力発信室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部		魅力発信室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部
略				略			
保健福祉部	略			保健福祉部	略		
	長寿介護課	課長	課及び課に附属する施設に属する物品の出納及び保管の事務の一部		長寿介護課	課長	課及び課に附属する施設に属する物品の出納及び保管の事務の一部
	被災者寄り添い室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部		被災者寄り添い室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部
略				略			
略				略			

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。